

一般貸切旅客自動車運送事業 法令試験問題

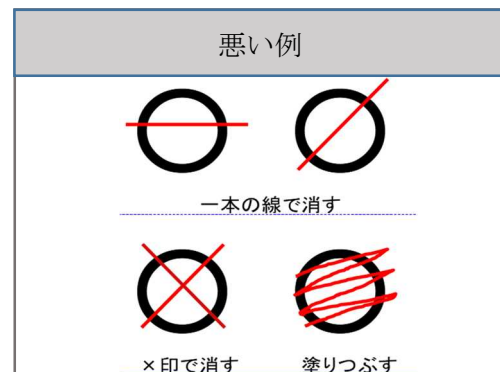
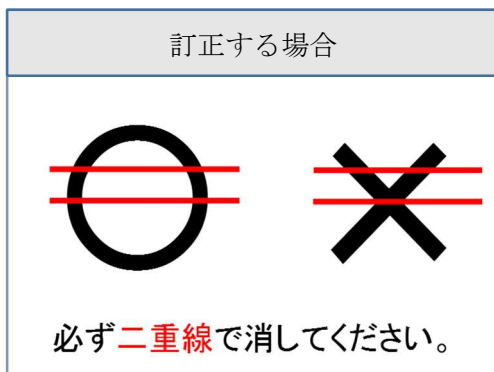
試験実施日 令和6年7月19日

事業者名 _____

受験者名 _____

【注意事項】

1. 試験時間は、45分間です。
2. 解答はボールペンで記載して下さい。
3. 試験開始の合図があるまで、問題は開けないで下さい。
4. 問題用紙は、表紙を含めて5枚です。
5. 問題用紙は、持ち帰らないで下さい。
6. 不正な行為をされた場合は、直ちに受験を停止し、退場いただきます。
なお、試験は不合格となります。



事務処理欄		
		/ 30

中部運輸局

問1 次の文章のうち正しいものには○印を、誤っているものには×印を（ ）内に記入して下さい。

- 1 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客の運賃及び料金を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。 ()
- 2 一般貸切旅客自動車運送事業とは、一個の契約により乗車定員11人以上の自動車を貸し切って旅客を運送する一般旅客自動車運送事業である。 ()
- 3 一般旅客自動車運送事業者は、運送の申込みを受けた順序により、旅客の運送をしなければならないが、急病人を運送する場合はこの限りではない。 ()
- 4 旅客自動車運送事業の乗務員は、事業用自動車の中で喫煙してはならない。 ()
- 5 一般旅客自動車運送事業者は、運送約款を変更するときは、30日前までに届け出なければならない。 ()
- 6 一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送をしてはならない。 ()
- 7 一般旅客自動車運送事業者が許可に付された条件に違反したときは、許可の取り消しを受ける場合がある。 ()
- 8 一般旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の数が200両以上でなければ、安全統括管理者を選任する必要はない。 ()
- 9 一般旅客自動車運送事業の許可を受けた者が、その事業を休止したときは、休止した日から30日以内に届出すればよい。

()

1 0 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を終了した運転者に対して点呼を行い、当該事業用自動車、道路及び運行状況について報告を求めなければならない。

()

1 1 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送を引き受けた場合には、当該運送の申込者の任意により、運送引受書を交付することができる。

()

1 2 旅客自動車運送事業者は、運行管理者資格者証の返納を命ぜられ、その日から5年を経過しない者であっても運行管理を補助させるための者であれば、選任することができる。

()

1 3 旅客自動車運送事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時選任しておかなければならない。

()

1 4 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の使用の本拠ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。

()

1 5 旅客自動車運送事業者は毎事業年度の経過後に輸送の安全に関する基本的な方針その他の輸送の安全にかかわる情報を公表しなければならない。なお、その内容を国土交通大臣に報告する義務はない。

()

問2 次の設問に、法及び規則並びに告示等の文のとおり正しい語句を()に記載して下さい。

1 6 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、()年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

1 7 旅客自動車運送事業者は、事業年度の経過後、()日以内に「事業報告書」を行政庁に提出する義務がある。

18 自動車運送事業の用に供する自動車は、()ヶ月ごとに定期点検整備をしなければならない。

19 旅客自動車運送事業者の従業員は、その職務に従事する場合は、輸送の安全及び旅客の()を確保することに努めなければならない。

20 一般旅客自動車運送事業者は、特定の旅客に対し、不当な()をしてはならない。

問3 以下の各設問の()内に、正しい語句を[]枠内から選択し、記号を記入して下さい。

21 旅客自動車運送事業者は、()以上の運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた適性診断を受けなければならない。
[A. 60歳 B. 65歳 C. 70歳]

22 一般旅客自動車運送事業者が死亡した場合において、相続人が被相続人の経営していた一般旅客自動車運送事業を引き続き経営しようとするときは、被相続人の死亡後()日以内に、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
[A. 40 B. 50 C. 60]

23 旅客自動車運送事業者は、苦情の申出を受け付けた場合には、営業所ごとに記録し、かつ、その記録を整理して()保存しなければならない。
[A. 6か月間 B. 1年間 C. 3年間]

24 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運賃又は料金を収受したときは、運賃又は料金の()を記載した領収証を発行しなければならない。ただし、乗車券を発行したときは、この限りでない。
[A. 計算基礎 B. 適用方法 C. 見積額]

- 25 旅客自動車運送事業者は、過労の防止を十分考慮して、国土交通大臣が告示で定める基準に従って、事業用自動車の運転者の（ ）及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならない。
[A. 休憩時間 B. 勤務時間 C. 出勤時間]
- 26 一般貸切旅客自動車運送事業における業務記録の保存期間は（ ）間である。
[A. 6ヶ月 B. 2年 C. 3年]
- 27 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者ごとに、一定の様式の（ ）を作成し、これを当該運転者の属する営業所に備えておかなければならない。
[A. 履歴書 B. 乗務員等台帳 C. 乗務員証]
- 28 一般貸切旅客自動車運送事業において、営業所に配置する事業用自動車の数が40両の場合に必要な運行管理者の選任数は（ ）人である。
[A. 2 B. 3 C. 4]
- 29 自動車の（ ）は、当該自動車道路運送車両法の規定に基づく保安基準に適合するように必要な整備をしなければならない。
[A. 運転手 B. 所有者 C. 使用者]
- 30 旅客自動車運送事業者が使用する自動車が（ ）人以上の死者を生じる事故を引き起こした場合は、24時間以内においてできる限り速やかにその事故の概要を運輸支局長等に速報しなければならない。
[A. 1 B. 2 C. 5]

一般貸切旅客自動車運送事業 法令試験問題(回答)

試験実施日 令和6年7月19日

問1 次の文章のうち正しいものには○印を、誤っているものには×印を（ ）内に記入して下さい。

1 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客の運賃及び料金を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。

[法第9条の2] (○)

2 一般貸切旅客自動車運送事業とは、一個の契約により乗車定員11人以上の自動車を貸し切って旅客を運送する一般旅客自動車運送事業である。

[法第3条、施行規則3条の2] (○)

3 一般旅客自動車運送事業者は、運送の申込みを受けた順序により、旅客の運送をしなければならないが、急病人を運送する場合はこの限りではない。

[法第14条] (○)

4 旅客自動車運送事業の乗務員は、事業用自動車の中で喫煙してはならない。

[運輸規則第49条] (○)

5 一般旅客自動車運送事業者は、運送約款を変更するときは、30日前までに届け出なければならない。

[法第11条] (×)

6 一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送をしてはならない。

[法第20条] (○)

7 一般旅客自動車運送事業者が許可に付された条件に違反したときは、許可の取り消しを受ける場合がある。

[法40条] (○)

8 一般旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の数が200両以上でなければ、安全統括管理者を選任する必要はない。

[法第22条の2] (×)

9 一般旅客自動車運送事業の許可を受けた者が、その事業を休止したときは、休止した日

から30日以内に届出すればよい。

[法第38条] (×)

- 10 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を終了した運転者に対して点呼を行い、当該事業用自動車、道路及び運行状況について報告を求めなければならない。

[運輸規則第24条] (○)

- 11 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送を引き受けた場合には、当該運送の申込者の任意により、運送引受書を交付することができる。

[運輸規則7条の2] (×)

- 12 旅客自動車運送事業者は、運行管理者資格者証の返納を命ぜられ、その日から5年を経過しない者であっても運行管理を補助させるための者であれば、選任することができる。

[法第23条の2、運輸規則第47条の9] (×)

- 13 旅客自動車運送事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時選任しておかななければならない。

[運輸規則第35条] (○)

- 14 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の使用の本拠ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。

[運輸規則第47条] (○)

- 15 旅客自動車運送事業者は毎事業年度の経過後に輸送の安全に関する基本的な方針その他の輸送の安全にかかわる情報を公表しなければならない。なお、その内容を国土交通大臣に報告する義務はない。

[運輸規則第47条の7] (×)

問2 次の設問に、法及び規則並びに告示等の文のとおり正しい語句を()に記載して下さい。

- 16 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、(5)年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

[法第8条]

- 17 旅客自動車運送事業者は、事業年度の経過後、(100)日以内に「事業報告書」を行政庁に提出する義務がある。

[報告規則2条]

18 自動車運送事業の用に供する自動車は、(3)ヶ月ごとに定期点検整備をしなければならない。

[車両法48条]

19 旅客自動車運送事業者の従業員は、その職務に従事する場合は、輸送の安全及び旅客の(利便)を確保することに努めなければならない。

[運輸規則第2条]

20 一般旅客自動車運送事業者は、特定の旅客に対し、不当な(差別的取扱い)をしてはならない。

[法第30条]

問3 以下の各設問の()内に、正しい語句を[]枠内から選択し、記号を記入して下さい。

21 旅客自動車運送事業者は、(B)以上の運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた適性診断を受けなければならない。

[A. 60歳 B. 65歳 C. 70歳]

[運輸規則第38条]

22 一般旅客自動車運送事業者が死亡した場合において、相続人が被相続人の経営していた一般旅客自動車運送事業を引き続き経営しようとするときは、被相続人の死亡後(C)日以内に、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

[A. 40 B. 50 C. 60]

[法第37条]

23 旅客自動車運送事業者は、苦情の申出を受け付けた場合には、営業所ごとに記録し、かつ、その記録を整理して(B)保存しなければならない。

[A. 6か月間 B. 1年間 C. 3年間]

[運輸規則第3条]

24 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運賃又は料金を収受したときは、運賃又は料金の(A)を記載した領収証を発行しなければならない。ただし、乗車券を発行したときは、この限りでない。

[A. 計算基礎 B. 適用方法 C. 見積額]

[運輸規則第10条]

25 旅客自動車運送事業者は、過労の防止を十分考慮して、国土交通大臣が告示で定める基準に従って、事業用自動車の運転者の（ B ）及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならない。

[A. 休憩時間 B. 勤務時間 C. 出勤時間]

[運輸規則第21条]

26 一般貸切旅客自動車運送事業における業務記録の保存期間は（ C ）間である。

[A. 6ヶ月 B. 2年 C. 3年]

[運輸規則第25条]

27 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者ごとに、一定の様式の（ B ）を作成し、これを当該運転者の属する営業所に備えておかなければならない。

[A. 履歴書 B. 乗務員等台帳 C. 乗務員証]

[運輸規則第37条]

28 一般貸切旅客自動車運送事業において、営業所に配置する事業用自動車の数が40両の場合に必要な運行管理者の選任数は（ B ）人である。

[A. 2 B. 3 C. 4]

[運輸規則第47条の9]

29 自動車の（ C ）は、当該自動車道路運送車両法の規定に基づく保安基準に適合するように必要な整備をしなければならない。

[A. 運転手 B. 所有者 C. 使用者]

[車両法第47条の2]

30 旅客自動車運送事業者が使用する自動車が（ A ）人以上の死者を生じる事故を引き起こした場合は、24時間以内においてできる限り速やかにその事故の概要を運輸支局長等に速報しなければならない。

[A. 1 B. 2 C. 5]

[自動車事故報告規則第4条]